

平成 1 7 年度第 1 0 回定例会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 1 7 年 9 月 7 日 (水) 午前 9 時 0 0 分

場 所 八王子市役所 8 階 8 0 1 会議室

第 1 0 回定例会議事日程

- 1 日 時 平成 1 7 年 9 月 7 日 (水) 午前 9 時
 - 2 場 所 八王子市役所 8 階 8 0 1 会議室
 - 3 会議に付すべき事件
第 2 0 号議案 八王子市立学校教職員の処置の内申について
 - 4 協 議 事 項
平成 1 8 年度予算重点項目について
 - 5 報 告 事 項
平成 1 7 年度八王子市特別奨学生の決定について
八王子市職員の懲戒処分の標準例及び処分等の公表について
市立小中学校及び社会教育施設のアスベスト対策について
平成 1 7 年度設計着手の校舎等改築事業について
八王子市教育委員会請願処理規則第 4 条に基づく教育長専決について
鹿島・松が谷地域統廃合協議経過について
高尾山学園転入学数及び精神科校医の措置について
- その他報告

八王子市教育委員会

出席委員（4名）

委員長	（3番）	名取龍藏
委員	（1番）	小田原 榮
委員	（4番）	齋藤健児
委員	（5番）	石川和昭

欠席委員（1名）

委員	（2番）	細野助博
----	------	------

教育委員会事務局

教育長（再掲）	石川和昭
学校教育部長	坂本 誠
学校教育部参事 兼指導室長事務取扱 （教職員人事・指導担当）	岡本昌己
教育総務課長	望月正人
学校教育部主幹 （企画調整担当）	鎌田晴義
施設整備課長	穂坂敏明
学事課長	小泉和男
学校教育部主幹 （学区等調整担当兼特別 支援教育・指導事務担当）	小海清秀
指導室指導主事	朴木一史
生涯学習スポーツ部長	菊谷文男
生涯学習スポーツ部参事 （図書館担当） 兼図書館長事務取扱	西野栄男
生涯学習スポーツ部主幹 （企画調整担当） 生涯学習総務課長	米山満明
スポーツ振興課長	山本保仁
学習支援課長	高橋敏夫

文化財課長	佐藤 広
生涯学習スポーツ部主幹 (体育館 担当)	福田 隆一
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館 担当)	柳田 実
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館 担当)	武田 ヒサエ
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館 担当)	石井 里実
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館 担当)	森 文男
施設整備課主査	山本 益男
生涯学習総務課主査	宮木 高一

事務局職員出席者

教育総務課主査	志 萱 龍一郎
担 当 者	後 藤 浩 之
担 当 者	石 川 暢 人

【午前9時00分開会】

名取委員長　それでは、大変お待たせいたしました。

本日の委員の出席は4名でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成17年度第10回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 4番 齋藤健児委員 を指名いたします。

なお、議事日程中、第20号議案については、議案の性質上、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　御異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の案件について、進行いたします。

名取委員長　協議事項、平成18年度予算重点項目についてを議題に供します。

本件について、事務局から説明願います。

鎌田学校教育部主幹　それでは、お手元にお配りしております、一番上が「八王子ゆめおりプラン」となっているものをごらんいただきたいと思っております。まず、1枚目の「八王子ゆめおりプラン」でございますけれども、これにつきましては、八王子市の基本構想・基本計画ということで、10カ年事業で取りまとめられているものでございます。その中で、基本理念のところの　ですね、「だれもがいつでも多様に学び豊かな文化を育むまち」、こちらが教育委員会の所管部分になります。その中に基本施策といたしまして、7の「生きる力を育む教育」、これが学校教育部門になります。それから8の「豊かな心を育む生涯学習」、それと9の「文化の継承・創造」、こちらのほうが生涯学習スポーツ部の所管部分になってまいります。それに関連したそれぞれの基本計画等は右側に記載してございますけれども、それに基づきまして、その中、19から26までのところ、それぞれの施策がございまして、これの中で、24と26を除きました部分について、今回重点事業として提案させていただいております。

それでは、次のページになります。18年度予算要求重点項目、学校教育部分のほうから御説明をさせていただきます。まず、先ほど御説明した中の　の「学校教育の充実」でござ

いますけれども、こちらにつきましては、重点項目ということでありまして、非常に範囲が広く、重要な点が多いものですから、かなり項目がふえております。そういった中で、それぞれを「施設・施設関係」、それから「教育施策関係」、「特殊教育関連」、「その他の施策」というふうに4つに区分けして御説明いたします。学校教育の充実の部分につきましては、からまでの15項目で、事業数については30事業ほど挙げさせていただいております。では、まず、から説明いたします。学校の増改築ですけれども、こちらにつきましては、これまでも取り組んでおりますけれども、引き続き児童の急増等による増築と老朽化した学校施設の改築を行ってまいりたいと考えております。お手元のほうには、参考のものが載っております。

それから、地震防災対策でございますけれども、これにつきましては、引き続き耐震補強を進めてまいります。工事については、小学校が2校、中学校が4校。実施設計が中学校が7校。耐震診断につきましては、中学校6校を予定しております。

それから、学校一般営繕工事でございますけれども、本年度17年度に引き続きまして、トイレ改修工事、それから特別教室ですね、パソコン室と音楽室への空調機の設置を引き続き実施してまいりたいと考えております。

それから、ここは新規項目になりますけれども、中事業レベルでアスベスト対策というのを挙げさせていただきました。こちらにつきましては、調査の結果、アスベストを確認できたところ、由井中と檜原中につきまして、除去工事の予算を計上したいと考えております。

次に、教育施策の関係になりますけれども、として、教育指導の点でございます。項目ごとに説明いたします。学力定着度調査の実施、これにつきましては、今年度までの成果を踏まえまして、内容の検討を進めていきたいと考えております。それから学習指導補助者の派遣でございますけれども、これは次の3のところにアシスタントティーチャーの派遣の充実とございますので、それとは特化いたしまして、特に読書活動、キャリア教育支援という部分に特化した形での要求を考えております。

次のページでアシスタントティーチャーの派遣につきましては、これまでよりも指導補助者を多く派遣できるような形で考えております。それからALTの派遣、これにつきましても全校派遣を基本に考えていきたいと考えております。

それから土曜・長期休業日等の活用ですけれども、学力向上のための活動の充実を図る。こちらについては、予算的なものということではないかもしれませんが、事業として

は重要なものと位置づけております。

次に、ちょっと内容が前段までのものとは違いますけれども、日本語学級、これにつきましては、中学校の日本語学級は現在ありませんけれども、そちらのほうを設置してまいりたいという考え方でございます。

次に、教員の資質向上です。こちらのほうにつきましては、引き続きパワーアップ研修、それからそれ以外の研修についても充実を図ってまいりたいと考えております。

が情報教育の推進ですが、こちらについては、ここ何年間か予算のほうを考えてきたところですが、実際に予算化できておりませんが、パソコンの整備、10年度から13年度に導入した機器が老朽化しておりますので、更新を行いたいということでございます。

その下は特殊教育という形でクラスを開いておりますけれども、として、心の教育、心のケア推進でございます。こちらにつきましては、メンタルサポーター、スクールカウンセラー、現状の予算の中で十分と言えない部分がございますので、ここの充実を図りたいと考えております。

それから次がで心障学級運営ですけれども、こちらにつきましては特別支援の絡みになります。特別支援教育の移行に絡みまして、支援体制の整備ということを考えております。それからその下、高尾山学園の運営、こちらにつきましては、これまでの運営をさらに充実させていきたいという考え方で載せさせていただいております。

右のほうにいきまして、登校支援ネットワーク、こちらにつきましては、中事業レベルとしては新規という形で挙げさせていただいております。登校支援ネットワークの構築関係ですね。これらの事業を考えております。

それからその他の施策といたしましては、小学校の統廃合、このための適正配置等審議会の設置、これを18年度考えております。それからその下、小学校給食、こちらにつきましては、食器の改善等を考えておりますが、あわせて中学校給食につきまして、これまで実施しておりませんでしたけれども、デリバリーランチ等の一部の実施はありましたが、全面的な実現に向けて検討を開始するというところでございます。

それから一番下でございますけれども、学校教育統合システム、これにつきましては学校と教育委員会、これのネットワーク化によりまして、学校職場、並びに事務局の事務軽減と効率化を図りたいというところでございます。

次のページをお願いいたします。2番目の項目、「特色ある学校づくり」でございますが、

こちらにつきましては5つの中事業レベル、6つの事業ということで挙げさせていただいております。最初の 特色ある学校づくり事業でございますけれども、こちらにつきましては、特色ある教育活動を積極的に推進するということで各学校への配分予算ですね。これのほうの計上を考えております。それからその下、 として学校選択制でございますけれども、導入後3年を経過したことから、制度の検証、見直しを考えていきたいと考えております。

その下、 で部活動の推進。これにつきましては、外部指導員制度、これを充実しまして、クラブ活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

それからその下、 小中学校の連携でございますけれども、これにつきましては、中学校区をブロック化するなどしまして、研究指定校などの指定をして研究開発を行ってまいりたいと考えております。その下はそれにちなみまして、連携の日の充実というのを考えております。一番下、 ですけれども、環境教育の充実でございます。こちらも新規になりますが、八王子市環境教育基本方針に基づきまして、全小中学校での環境教育の充実を図るということで、モデル校の設置を18年度は予定しております。

それから3つ目の項目、「開かれた学校づくり」ですけれども、こちらについては、3つの中事業にいたしまして、4つの事業を挙げさせていただきました。1点目は、今年度に引き続きまして、 子どもの安全対策ということで、小学校へのオートロック等の設置。これで18年度中に小学校については基本的に全校設置という方向で考えております。それから ですが、地域人材の活用、こちらのほうも新規ということになりますが、これは特色ある学校づくりの部活動とも関連しますけれども、地域人材を生かしまして、それを広く部活や教育指導に充てたいということで、地域人材を人材バンクという形でストックしまして、これを提供していくというふうに考えております。

最後になりますけれども、一番下、 地域への情報提供ということで、「はちおうじの教育の増刊」ということで、今年度、昨年度まで2回のところをふやしてきているわけですが、今年度中予算要求した中で、6回までという形がとれない状況がございます。そんなことがありますので、18年度につきましては、年6回を何とか実施するような方向で目指していきたいと考えております。

それから一番下、学校ホームページのアップでございますけれども、まだ現段階でホームページが立ち上がっていない学校に対しまして、 の項目の人材バンクの設置の事業との絡みもございまして、人材バンクから指導員等を派遣しまして、全校アップという方向で考え

ております。

学校教育部については、以上23項目、40事業、これを重点事業とさせていただいております。

説明は以上でございます。

米山生涯学習総務課長　それでは、生涯学習スポーツ部にかかわる平成18年度予算要求重点項目について、宮木主査から説明します。

宮木生涯学習総務課主査　生涯学習スポーツ部の平成18年度予算要求重点項目について御説明いたします。当部では、基本計画の中の実現のために大きく3つの施策に取り組んでおります。それがこのローマ数字で示しております、「生涯学習の推進」、「生涯スポーツの推進」、「文化の保存継承」、この3施策でございます。また、各施策の展開としまして、
と
という数字で示しております「生涯学習環境の充実」とか、「図書館機能の充実」というものが具体的な展開でございます。

それでは、各施策とその展開ごとに御説明いたします。まず、生涯学習の推進施策の中で、展開としましては、
として生涯学習環境の充実がございます。この中で、1の生涯学習の振興、これは既存の継続の事業でございます。2の博物館資料の活用でございますけれども、これは今年度も事業としてはございますが、18年度では展示に向けて、さらに空調設備の充実とか、水道設備の改修等が必要ですので、その分を新規で要求したいと思っております。

次に、
として挙げました、図書館機能の充実でございますけれども、1の「図書のまち八王子」の推進、これは継続事業でございます。2の図書館システムの再構築、これは新規事業でございます。地区図書室とのネットワークづくりの充実に向けた要求をしたいと考えております。

次の施策、「生涯スポーツの推進」でございますけれども、この施策の展開としましては、
でスポーツレクリエーションの振興がございます。この中で1の総合型地域スポーツクラブの設立・支援、これは今年度も取り組んでおりますので、引き続き継続で重点要求したいと考えております。2の市政90周年記念NHKラジオ体操、これは来年度がちょうど市政90周年に当たりますので、その記念事業として新規で要求したいと考えております。

展開の
として、スポーツ環境の整備でございます。これは施設整備の関連でございますけれども、1、2、3ともすべて新規事業でございます。1番目は戸吹最終処分場の跡地に総合スポーツ施設を整備していきたいということでございます。2番が上柚木競技場が陸上

競技場としての公認が19年2月末で終了することになりますので、その更新のために必要な施設整備を要求するものでございます。

3番の市民体育館トイレ等改修及び分館結露防止工事でございますけれども、トイレが和式トイレで、利用者から洋式の要望が強いものですから、洋式に変えていきたいということと、同時にシャワー室のタイルが大分破損しておりますので、張り替えたいということです。それと分館競技場の天井の結露が少しひどいということで、これも防止の工事を要求していきたいと考えております。

次に、「文化の保存継承」でございますけれども、この施策の展開としましては、の文化遺産等の保存・活用がございます。この中で、1の八王子城跡の保存整備事業、これは新規事業でございます。18年度では、具体的には跡地を訪れる方のための駐車場整備を予定しております。2番の山車・神輿の保存伝承事業は、これは継続事業でございます。

の伝統芸能の継承でございますけれども、八王子車人形と民俗芸能の公演、これも継続事業でございます。の博物館機能の充実、これは先ほど市政90周年ということで申し上げますけれども、同じく市政90周年事業の記念として、「多摩陵・高尾山と八王子」という特別展を考えております。

以上でございます。

鎌田学校教育部主幹 今、御説明をさせていただきましたけれども、前回のときに資料という形で今後の日程だけお渡ししてございますが、ここで重要事業を挙げさせていただきました、次回ぐらいまでで教育委員会としての重点項目の整理をさせていただきます。次回定例会の翌日に市財務当局で予算編成方針の説明会がございまして、それからが実質的な予算の編成作業に入ってまいります。その段階でフレーム等決まりますので、来月の定例会のところで説明ができれば、内容を説明させていただきます、それから重点項目にのっとって予算編成作業を進めますので、その中でまたそれぞれ個別の課題等、事業等につきましては、各委員さんの御意見をいただいた中で反映してまいりたいと思います。とりあえずは、この重点項目につきまして委員の御意見をいただきまして、さらに増やす、あるいはこの部分は必要性がないだろうというようなことがあれば、御意見をいただいて、その点を反映していきたいと考えております。

名取委員長 ただいま事務局の説明は終わりました。

本件について御質疑・御意見はございませんか。

まず、学校教育部の関係についてお願いしたいと思います。

齋藤委員 全体的に御質問させていただきたいんですが、恐らく、昨年度と比べると随分早く重点項目を出してきたんだと思うんですね。御努力だったと思います。昨年あたりですと、いきなり数値が出てきて、もう明日には決定しなきゃならないということで、そんな決め方があるのかというような意見を述べさせていただいた記憶がありますけれども、少なくともその時と比べるとこうやって早目早目に重点項目というものが資料として出てきたという、その御努力は十分評価したいと思います。ただ、重点項目というだけあって、今の話を聞いているだけでももっと詳しく聞きたいような話が盛りだくさんなんです。具体的に、今のお話ですと、次回の定例会で意見をもう1回聞いて、その次の日に財務当局の説明があるということですか。つまり、今日こうやって重点項目の説明を受けて聞きたい内容がたくさんありますけれども、これをひとつひとつとやっていたら時間がなくなりますが、どういうふう具体的にこの話を質問していったらいいのでしょうか。流れがちょっと読み取れないんですが。

鎌田学校教育部主幹 ただいまの御質問ですけれども、要するにここでは、事務局として、新年度こういった部分を重点項目として考えていきたいというところをお示したところでありますけれども、実際の編成作業、あるいは財政課への提出時期というのは10月の終わりのほうになりますので、それまでの間で予算要求の全体の形というのが決まってくることになります。今、ここでお示したものにつきまして、これから委員さんと、きょうの段階では御説明したところでありますけれども、きょうも御質問があれば、それに対してお答えさせていただきますし、先ほど、次回には固めるというお話をしましたけれども、あくまで重点項目としてこんなところに必要な性があるのではないかという御意見をまとめたところまでという形になりますので、実際にそれを予算の中にどう取り込めていくのかというのは、その次の段階からになってまいります。ですから、それが翌日に財政当局が出す説明会でのフレームであるとか、編成の方針に従った編成作業になってまいりますので、その中で具体的に重点項目等を反映した予算づくり、具体的な部分をまた委員会の御意見をいただきながら進めていくということになります。ですので、ここは、まず、大前提としての翌年度への事務局としての方向性をお示したというふうに御理解いただきたいと思います。

齋藤委員 ということは、これからまだ検討する時間は、意見を言わせていただける時間はあるということですね。

鎌田学校教育部主幹　　そうです。

齋藤委員　　少し安心しました。では、きょうのところで、ちょっと具体的なところを。今回
　　請願も出ていると思うんですけども、「日本語学級の管理運営」というところで中学校日本
　　語学級を新たに設置し云々というのが書いてあるんですが、具体的なところを教えてください。

小泉学事課長　　現在、小学校においては第六小に日本語学級を設置しているんですが、最近、
　　外国から入ってくる外国人の児童生徒の中に日本語の支援が必要になる方というのがふえて
　　まいりました。外国人の方についてはこれまで、小学校で入ってきて中学校に上がるという
　　ケースが多かったんですが、最近では、中学校の時点で入ってくる子どもがふえてきて、な
　　おかつ日本語ができないというお子さんがふえてきております。今現在では、中学校に日本
　　語学級がないということで、学事課の事業で日本語指導員の派遣という事業がございまして、
　　来日してからある一定期間、マン・ツー・マンに近いような形で指導員に日本語の指導をし
　　ていただくと、そういうことをお願いしているんですが、それでもなかなか対応できないと
　　いうことがありますので、ここで一定人数の需要があるということが前提ですけども、そ
　　ういうことを調査しまして、それが条件にかなっていれば、東京都に対して学級の認可を協
　　議していくという方向で現在考えております。まず最初に、需要がどのくらいあるのかとい
　　うことで、最低限10名いないと開設できませんので、10名以上いるかいらないか。この辺
　　のところの調査をかけまして、その後、その結果に応じて進めていきたいというふうに考え
　　ております。

齋藤委員　　このあたり細かく突っ込んでいくと、時間が幾らあっても足りないと思うんです
　　けれども、これも東京都の決まりもあろうかと思うんですね。私も以前ちょっと読ませてい
　　ただいたことがあるんですが、市民感覚から言わせてもらうと、なぜ10名なのかという疑
　　問がありますよね。そこら辺も、東京都がこう示しているからというより、八王子市がどう
　　していくかという姿勢をみせていきたいですよ。これから特別支援教育を進めていくわけ
　　ですし、たった1人の子どもをみんなで助けていこうというような気持ちで学校教育をやっ
　　ていくわけじゃないですか。それが10人集まらないと措置をしないというのは、ちょっと
　　私には納得できません。東京都の決まりとかというよりも、何か八王子市独自で支援してい
　　くという制度を確立していく必要性というのはあるような気がしますね。

小泉学事課長　　委員のおっしゃるとおり、都の制約があって10名ということに従わざるを

得ないという現状は確かにございます。それを一歩進めて、市独自の市単独事業ということで形成する方法もないわけではないんですが、とりあえず現在は、東京都にそういう受け皿として日本語学級の開設というルートがございまして、まずはそちらのほうを利用していききたいというふうに考えております。

小田原委員 教員は国庫負担と都負担で市の負担でやっているわけじゃないから、教員の人事計画というのは都に従わざるを得ないわけですね。考え方としては、請願に答えている考え方でやっていくべきで、それを踏まえてここに予算計上している。そういうことでしょうか。

小泉学事課長 そういう御意見がある中で、考え方としてはやっていきたいと思えます。

小田原委員 前進は前進ですよ。前進と言っているのかどうかかわからないけれども、少数に対する配慮の一つというふうに考えていいのかな。これに金が要ることについては賛否両論あると思えますが。

名取委員長 ほかに。

齋藤委員 今の内容については、私もいろいろと勉強させてもらいながら、また情報をいろいろとください。私なりにまた勉強したいと思えます。

これらの項目、どれが大切でということになると、片っ端から聞きたいのが出てくるんですが、例えば「パワーアップ研修の充実」という項目ですね、パワーアップの研修の現状なども聞きたいんですが、正直、最初に行ったときには、現場の先生方には不評だったところがあると思うんですね。でも、最近いろいろな先生に話を聞くと、なかなかおもしろいものもあるというような話が聞こえてきてはいるんですが、それは私の個人的なものなのかどうなのか。今の現状として、事務局としてはこのパワーアップを現状どのようにとらえていらっしゃるでしょうか。

岡本学校教育部参事 パワーアップ研修は本年度で4回目になりますけれども、大変成果は上がってきているというふうに考えています。ほかの区市からどういう研修をやっているのか引き合いが来ておりまして、資料請求もございまして、本市が最初に立ち上げた形がようやく効力を上げてきたというふうに考えております。それで、今年度も70本ぐらいの研修を行いました。まだまだこれをさらに充実させていく方法を模索していく必要があると考えておりますので、今までどおりの内容じゃなくて、さらに充実させていくということで考えてございます。

齋藤委員 大いに期待しておりますので、よろしくお願いたします。

次に、議員さんからの質問もたくさんあって、坂本部長はなかなか苦しくお答えになっているなというのを私はテレビの議会中継で見させていただいていますが、学校給食、これは本当に重点的に取り組みますか。

私は、中学校PTA連合会をやっていたときに非常に強く要望していたんですけども、なかなか前進しない。そういった中で議員からもいろいろと要望がたくさん出ている中で、坂本部長も「前向きにやります」というようなお答えをしていたというふうに私は見させていただいておりますけれども、これもこの項目の中に出てきていますけれども、現実的にどのように前進する計画で考えていらっしゃいますか。

坂本学校教育部長　中学校の給食については、かつて実施の方向性というものを出したわけですね。試行としてデリバリーという形で2校やっていったんですけども、市の財政状況が非常に厳しい状況になってきている。市全体として実施していく中で、それを好展開できないと、すぐにはできないという状況がありまして、その2校の試行をずっと続けるということは、いわば平等性を欠くということがありまして、試行を中断して、それにかわるものとしてミルク給食とスクールランチということで今しのいでいるという状況でございます。ただし、だからといって中学校給食そのものの実施の必要性を転嫁したということではもちろんございません。絶えずその実現に向けては課題としていつも私どもはしょっているという考え方でおります。

もちろん、外へ外へという形で施策を積み上げる形での財源の調達も当然できないのは明白ですから、それは既存施策を見直す中で実施に必要なお金を生み出す。それからやる方法にしても、コストが極力かからない方法を編み出していく。そういう中で具体的に実行できる方策を、確かに議会等からいろいろ求められておりますので、具体的な検討をして、いろいろな市民の方、利用する子どもさんの意見もあるでしょうし、実施する学校の意見もあるでしょうし、市民の方々の意見もあるでしょうし、そういうものについて取り組みながら、実施できる方策というものを具体的に考えていかなきゃいけないという時期に来ているというふうに考えておりまして、その辺をひっそりとではなく、今後進める時期だというふうな認識に立っておりますので、ここに掲げさせていただきました。

齋藤委員　18年度の重点項目なんですから、恐らく来年度からこのあたりは目に見えて進んでいくことを大いに期待いたします。途中経過も教えていただきながら、どういうふうに進んでいくのか。非常に興味を持って私も見ていきたいと思っていますので、どうぞよろし

くお願いいたします。

小田原委員　これを本当に重点項目にしていいんですか。実施に向けて検討するということが予算項目の重点項目になるのかどうかですけれども。

坂本学校教育部長　この表として整理していますのは、私ども教育委員会事務局として、来年度どういう仕事を進めていくかという視点を入れていまして、多分、このこと自体はお金がかかる話ではないので、予算項目としては挙がらないと思うんですね。具体的にお金を使って何かをするということではありませんから。ただ、施策とすれば、お金を使わない施策でも、やっぱり体系として組んでおくという必要があるかと思いますので、何点かそういうお金を使わない仕組みづくりなんかについてもこの中に挙げさせていただいております。

また、市として、どの段階で重点施策として、いわば施政方針といいましょうか、施策の体系として組み込むかというのはトータルの中でも考えなきゃいけないところだと思いますけれども、何らかこれを検討していくんですよということは、きちんと表に出していきたい時期というふうには考えています。

齋藤委員　そうなってくると、私の期待していたことと随分かけ離れているなという感じがしますよね。中学校給食実施、本気になって仕事をすれば、どう考えても絶対お金はかかりますからね。お金をかけずに実施は絶対無理ですから。だから来年度はその政策を考えていくということだけなのかな。というふうに今の話を聞いていると少々がっかりするなというのが本音です。どう考えても、予算も何もなくて実施は不可能ですよ。そうすると、まだ当分は無理なのかなという感じがします。現実的に実施をしていただきたいというのは、あくまでも個人的な意見ではありますが、今までずっと言い続けてきたことですから、それに向かった予算組みがされることを期待します。ぜひ検討していただきたいなと思います。前進するためにはどうしても予算組みをしていただかないと現実的には進んでいかないと思いますのでね。

坂本学校教育部長　先ほども申しましたけれども、このことだけを取り出して、例えばもう一度何校か試行実施するとか、そういった形では考えておりません。当然、財源もみずから生み出していきませんと施策化できないというのは明白なことです。そういったことも含めた中で、こうやればやっていけるんだというところを明らかにしていくという作業をしていきたいと思えます。それをある意味では私どもは、事務的には整理をいろいろやっておりますけれども、それを外に向かってもこうやっているんです。今の段階はこう進んでいま

すということを明らかにしていくようなことを取り組んでいきたいと思います。また来年度、具体的に何を準備するとか、何を購入する、どこの学校を整備するという段階に入るというふうには考えておりません。

小田原委員 全体的な話ですが、これは学校教育部と生涯学習スポーツ部との組み方の違いがまずあるんですよね。大きな項目の 、 、 があって、中項目で1、2が学校教育部にあるんだけど、生涯学習スポーツ部に中項目はないんですよね。どっちがどうということは控えますけれども、中項目にある「施設・設備関連」とか、「教育施策関連」となったときに、政策的というか、政治的というのか、それは学校教育部だけにあるわけです。給食の話でいけば、給食が施設・設備関連に入っていないのは実施を考えていないというふうに酌み取れるわけです。しかも、中身を読むと、検討すると言うんだから検討するだけの話で、何とか体系に入れただけの話で、僕は入れるべき内容ではないだろうとは思いますが。これは重点にはならないだろう。ただ、重点に入れておかないと、後でややこしくなるからという話じゃないかなぐらいに思っていますけどね。

そもそも考えてみると、この「施設・設備関連」というのは「 学校教育の充実」の一番トップに来る内容なのか。ここに八王子の教育欠陥があるんですよね。見ていったら、これは生涯学習スポーツ部の言っている「生涯学習環境の整備・充実」ということであって、だから生涯学習部は入れればいいんですから、何をやっているのかって。「教育施策関連」とか言わないで、学校教育の充実については何とかを推進するとか、充実するとかというような言い方になるんじゃないですかね。そういうふうにしてほしいなと思います。今から組みかえられるかどうかわかりませんが、やってほしいなと思います。

あと、小学校と中学校給食については、「施設・設備関連」でいけば1番に入ってくるんだろうけれども、これは食育の観点で考えるというふうにしちゃうと、「教育施策関連」の中の一つになるんです。これは家庭の協力というのかな、家庭に考えてもらわなきゃならない部分もあるので、学校教育だけでなく、家庭教育も関連するんですから、そういうふうな観点で押さえるべきことだろうというふうに思っています。

鎌田学校教育部主幹 ただいまの御意見は、教育長からも指摘を受けました。ですので、きょうお示しした重点項目の整理の仕方を改善していかなきゃいけないと思っておりますけれども、特にこれがそのまま予算編成の中の項目となるわけではなくて、これはあくまで委員会の中で御議論いただくための資料という形でまとめさせていただいております。ですので、

ただいただきました御意見等については、当然給食に関しては、食育に関するものであれば、教育の施策に当然かかってくる部分だというふうに考えておりますし、そういった形で予算組みの中では適正な場所に措置していく形にはなろうかと思えます。今回の中学校給食については、予算上の組み立てというのが表向き出てこないというふうには考えておりますけれども。

齋藤委員　小田原委員の話などを聞いてしまうと、何というのかな、確かに根幹をどうするのかという話と、一方でここに出てきている極めて具体的な話とがある中で、確かに予算組みを考えていくときに、八王子の教育をどうしていくのかという根幹も話し合わなければならぬと思うんです。ただ、こうやって資料として具体的な話が出てくると、「えっ、これはどうなっているの、どうなっているの」と一つ一つ聞きたくなくなっちゃうんですね。

小田原委員がおっしゃったように、もし議員の人間がうるさいからとか、ちょっと齋藤がうるさいからというので、やるつもりもないのにとりあえず載せておこうかというようなことがあるんだとしたら、そのあたりは考え直していただきたくて、とりあえず出しておくというのはやめてもらいたいなという感じがします。やはり中学校給食なども真剣になって我々ずっとPTAの頃から訴えてきたことであって、何か今の坂本部長の話を聞いていると、正直言って、やる気が伝わってきません。そのあたりは怒りを感じます。もう少し具体的なものを、あれだけ前から言っているんですから、何でこれから検討をしなければいけないんですか。なぜ今までしなかったんですか。我々一生懸命あんなに要望してきたじゃないですか。一生懸命我々だって訴えてきた。そういう団体があるにもかかわらず、なぜ来年度から検討する、しかもお金をかけずに。本当に腹が立ちますよ。だからそういうやる気のないものをこういうところに出さないでいただきたい。

鎌田学校教育部主幹　御意見をいただきましたけれども、ここに出してくるという意味合いは、確かに予算上お金が来年度につけていくという方向では確かにないんですけれども、これまでどちらかといえば水面下でやってきたところがございましてけれども、これを表向き出してくるということは、教育委員会の姿勢として取り組んでいくというのを明らかにしていく部分の第一歩だというふうには考えております。ですから、部長も申しあげましたけれども、実現の方向に向かって、実際に第一歩を踏み出したというふうにお考えいただきたいと思えます。これは全くお茶を濁すというようなことではなくて、今やっております行革プランであるとか、そういった中でも位置づけをしっかりと、実施に向けた計画づくりは具体

的に始めております。そういったものと連動した中で、ここでお示したというふうにお考えいただきたいと思います。

齋藤委員　また、個々にまたお話をさせていただきたいというふうに思っています。

あと3点だけ。まとめて質問させてください。3点とも大きな項目の「特色ある学校づくり」のところですが、まず、「特色ある学校づくり支援」の項目のところ、20万円から100万円の予算配分というのは非常に幅がありますが、これ具体的に何をもちて20万円、どこには100万円という予算配分なのかがよくわかりません。どういう基準を考えていらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

それから、どれもみんな聞きたいんですけども、部活動の推進についても、「中学校の健全育成に必要と考える部活動の充実を図る」という記述がありますが、具体的にどういうふうにするんですか。話がわからない。それから新規事業として「環境モデル校の設置」という項目がありますが、18年度のモデル校は何校かという言い方をなさったんですが、何校を考えているんですか。具体的に教えてください。これだけでは、私には見えてこないで、もう少し詳しく御説明いただけたらありがたいです。

以上、聞きたいことはたくさんありますが、このことについてはその3点だけで終わりにします。

岡本学校教育部参事　私のほうから「特色ある学校づくり」の中の「特色ある学校づくり支援」と「環境モデル校の設置」について御説明いたします。特色ある学校づくりにつきましては、今年度から実は実施しているわけでありまして、さまざまな学校が地域、あるいは自然、人材等を活用しながら、学校の諸活動をいろいろやっていたいておりますけれども、予算をつけるに当たりまして、一律につけるのではなくて、学校の実態、特色、内容等に応じて一定のプレゼンテーションを受けて、それを教育委員会として面接、あるいは審査等をして、予算の傾斜配分等の形にするほうがいいのではないかというような御意見を教育委員の皆様方にいただいた経緯がございまして、昨年度の終わりにそれぞれの学校について、教育委員会のほうに関連の申請書を出させていただきまして、書類による審査、それから学校も含めました面接による審査を行いまして、今年度も最高70万円の学校でありましたけれども、20万円から70万円の中で学校の特色に応じた内容について支援していく形で予算配分を行っておりますので、この辺をさらに来年度はやっていただきたいというようなこととございます。

環境モデル校の設置につきましては、これは前々回でしょうか、基本計画につきまして、概略、御説明させていただきましたけれども、来年度、五、六校ぐらいは学校から希望をとりたいと思っております。既に手を挙げている学校もございますので、その辺の学校を核にしながら、本市の目指している環境教育の充実を図ってまいりたいという形で考えています。

小泉学事課長　私の方から部活動について御説明させていただきます。「部活動の推進」ということで記載させていただいておりますけれども、中学校の部活動につきましては、御案内のように顧問の先生が不足して、なかなか思うように活動が推進できていないということがあります。こういうことから外部指導員という制度を取り入れて部活の推進を図っているわけですが、今後、人材バンクというような、そういうネットワークを構築しまして、その中で優秀な指導員を必要数、不足することなく確保して、各学校に派遣して、そこで部活を中心にやっていただくということで、今回、外部指導員の確保ということで重点項目に挙げさせていただいております。

小田原委員　先ほど言ったんですけれども、中項目として掲げている項目、アラビア数字の1とか2で掲げている項目をとる章立てを考えるとというような再構成をしてほしい。ここでいうと、先ほどの「1 施設・設備関連」とか「2 教育施策関連」とかは余計だということですね。まとめるものはまとめちゃっていいと思うんですね。例えば「特色ある学校づくり」とか、「開かれた学校づくり」というのはそうやっているわけですね。

その関連で言えば、「3 特殊教育関連」という言葉、今使っているのかどうか知りませんが、高尾山学園は一つの項目として挙げていいと思いますけれども、そうでない部分、心の教育なんていうのはもっと上の部分に入る、教育施策の一つだろうと思いますし、登校支援はまた別だと。登校支援というのは高尾山学園と一緒に考えていいのかもしれない。そこら辺、もうちょっと再構成してほしいなというふうに思います。

齋藤委員の考えで言えば、給食は落としちゃっていいと思うけれども、今の課長のお話だと、入れる、進めていく。これは市長も言っちゃっているからというのもあるんですか。そういう観点で言えば、今のお答えの中身の方向でここに入れればいいんじゃないですか。後ろに持っていくからまずいいんじゃないの。教育の中に、その他じゃなくて、一つ入れておけばいいんじゃないですか。そんな感じで望んでおります。

鎌田学校教育部主幹　ただいまの御意見なんですけれども、「1 施設・設備関連」とかいう4つの中項目に分けたのは、「学校教育の充実」の項目が非常に多くて多岐にわたって

たものですからちょっと整理をしたということで、実際の予算組みであり、実施計画の組み立ての中にはこういった整理はありませんので、実際の場合では除かせていただきます。その中で教育施策等を上位ランクのほうに持ってくるような形を考えたいと思います。

給食の関係につきましては、二、三お話しいただいたとおりですので、そういった考え方で進めていきたいと考えています。きょう確かにたくさんの項目を挙げさせていただきまして、齋藤委員のほうからもそれぞれにということがございましたけれども、委員会の場だけではなかなか議論尽くせない部分もございますし、御質問いただきたい点につきましては、お時間差し支えないところで、それぞれ担当する所管のほうから御説明するなり、お問い合わせいただければ、それぞれお答えして重点項目を固めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

齋藤委員 個々にやらせていただきますので、そのときにはよろしく願いいたします。

1点だけ、済みません。先ほど人材バンクの設置というのはいろいろな面ですごく大切だと思っています。だからこれはぜひ具体的なものを早くつくっていただきたいなと思います。これについて意見だけ。毎度言っていることなんですが、人だけ集めて、それで足りないところに送る。そういう作業だけ行うつもりだったら、私はまずいと思います。今いろいろな問題が起きているのは、手を挙げて私が協力しましょうという方がどういう人間なのか。八王子市教育委員会がちゃんとした講習だとかというのを行って、教育委員会が認定した人材バンクをつくっていただきたいです。きちんとした講習を行った人間を外部指導員として送り込むなり、いろいろなところで人材バンクとして地域から集め、また戻していくという、そういうような具体的なものを大至急やっていくことというのは、部活だけの問題じゃなくて、いろいろな地域の発展につながっていくというふうに私は思っていますので、ぜひこれに対して、少し予算が必要になってくるとは思いますけれども、よろしく願いいたします。

鎌田学校教育部主幹 人材バンクの関係につきましては、部活以外にも開かれた学校づくりのところでも教育指導等、それからその下の学校ホームページの関係でも関連して進めていきたいと考えておりますので、関連所管で検討会等をつくりまして、今年度中にしっかりした方向性を出したいと思っております。

名取委員長 続きまして、生涯学習スポーツ部について御意見、御質問をお願いします。

小田原委員 今の部活動について、スポーツレクリエーションの振興の観点からは何にもないんですか。

山本スポーツ振興課長　人材バンクにつきましては、スポーツ振興基本計画の中で人材バンクづくりを考えておりますが、我々のほうで意図している部分については、スポーツレクリエーション関連を体育協会、またレクリエーション協会などに訴えかける中で進めていくという考え方であります。現在、体育協会、レクリエーション協会では、人材バンク的なそういう名簿登録の作業を行っているところでございます。その後、市として、先ほど齋藤委員からお話しいただきました教育委員会として推薦できるような形での講演会等については、先ほどの2団体の登録状況を見て考えていきたい、そのように考えております。

齋藤委員　生涯学習スポーツ部についても、どれもみんな大切だなと思いながら、全部がみんな充実してやればよいと思う中で、「市政90周年記念のNHKラジオ体操」というのが重点項目なのかなというのが、ちょっと私は首をかしげてしまったんですが。

米山生涯学習総務課長　これについては非常に載せるのか載せないかで私どもの部の中で議論したところなんですね。項目的に重い軽いのはありますから、当然ながら予算の要求の重点項目ですから、それで市政90周年ととらえると、市政90周年というのはかなり重い項目だという範疇の中で、この事業の中身は小さいかもしれませんが、そこを大きな視点で市政90周年をとらえて、ここに載せたというのが私どもの判断です。

山本スポーツ振興課長　大きな事業、小さな事業というのはどの程度の差をいうのは難しい話ですが、これについては金額的には大体100万円ぐらいを考えております。前回、80周年のときにもラジオ体操を招致しまして、それで実施したときには5,000人からの人が集まって、富士森陸上競技場の周辺ですけれども、それだけの方が集まって一つの事業をするというのは、お祭りのようなものに匹敵するのではないかと考えております。そういうような大きなイベントと考えております。

齋藤委員　私は、子どもをたくさん連れて、80周年のときに行きましたよ。すごい大勢だったですね。後ろのほうでラジオ体操だけして帰りましたけど、個人的な意見として言わせていただければ、首をかしげてしまいましたよ。何かもう少し、八王子市ができて90年たったという記念行事というのは、教育委員会として考えていくとするには、余りにもちょっとつまらないなという感じはしますが、言い過ぎですか。済みません。もし言い過ぎだったら御容赦ください。

小田原委員　NHKのラジオ体操というふうに掲げるからからそう捉えられるわけで、90周年記念の体操も含めた、プラスアルファ何かやるというふうにすべきことなんじゃないで

すか。90周年の記念行事としては、NHKのラジオ体操の10分間だけが重点項目だというふうにいう話じゃないだろうと思いますよね。こういうのをこういうふうに挙げるところに文化のレベルというのを感じます。だから出すならば、もう少し市の教育委員会が90周年を祝うイベントを考えている。その一部にラジオ体操がありますよというふうにして入れることじゃないのかな。今のことを全部ひっくるめて90周年記念大会にすればいいんです。

米山生涯学習総務課長　　今の委員の意見を踏まえながら、90周年事業そのものは、NHKの体操というのが入っている、新規の重点というような形の中で決まっていますので、それ以外を含めた、今までやっているいろいろな大会もおそらく冠をつけたり、そういう考えをもう一度検討し直したいと思います。

名取委員長　　さらに先にいって100周年を目当てに予行的に何かをとというのは考えていますか。100周年は相当やらなきゃならないことだと思うのでね。その予行的なことである施策していただいたらどうかと思ったんですが。私はそんなことを考えていますということでね、御承知おきください。

米山生涯学習総務課長　　はい、わかりました。

名取委員長　　ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、この資料を再構成ということで、両部がちょっと相談をなさって同じようなスタイルで出していただければありがたいと思いますけれども、そんなことで皆さんの御意見を踏まえた上で、次回に備えて準備を進めていただきたいと思います。よろしくどうぞ。ありがとうございました。

次に、報告事項となります。

教育総務課から報告願います。

望月教育総務課長　　それでは、平成17年度の八王子市の特別奨学生が決定いたしましたので御報告いたします。お手元の資料でございますけれども、70人ほど応募がございまして、奨学金の支給条例で奨学生のうち特に成績が優秀と認める者ということで、15名を選定して、この4月から支給するというのを決定いたしました。

選定方法については、当然評定ということになるわけですがけれども、上位のほうはごらんのとおり、平均評定が大体4.6ということで、優秀な成績を確認して、この奨学金の審議会の議決を経て、同日教育長のほうで決定いたしましたので御報告申し上げます。

なお、この奨学審議会のときに、特別奨学生以外のことについても、一般奨学生関連につ

いて選定方法等についても若干審議をいただきまして、改善の方向ということでおおむねの御了解をいただきましたので、この場で御報告いたします。

次のページになりますけれども、一つは、一般奨学生の決定に関して、経済状況資料の見直しでございますけれども、今まで奨学生の基準の中に経済的に厳しいということと成績がある程度優秀であるという、経済的な側面と成績の側面、2つあるわけですが、このうちの経済的条件についての資料については、前々年の総所得を見ておりました。例えば来年の新1年生、高校1年生、18年の新1年生の所得を決めるのに、17年からさらに1年、16年の所得に基づいて決めるということでもございましたけれども、それを最新のものにすることで、市としても課税の状況を待つのではなくて、源泉徴収票ですとか、確定申告によって決めていこうということで、1年さらに新しい所得の状況で見ようということが一つあります。

それからもう一つは、所得だけではある程度、前年度所得、過去の所得はあったけれども、現時点で失業しているというふうなことについても、もっと重視すべきだろうということで点数として、相当大きな、一番大きな経済状態を点数にしようということで、それも最新の状況を入れるということで、そういうものを入れようというふうにいたしました。

2つ目は、一度奨学生と決まった後の2年次以降、現在は進級確認だけで行っておりますけれども、その後、家庭の経済状況が好転して、都民の平均所得を上回るというようなことになった場合にまで支給する必要があるのかということについては、やはり応募者が多いことを踏まえて、それについても、これからは所得限度額を通常持っておりますけれども、進級時にも、2年次以降についても毎年毎年審査させていただいて、1年、一般奨学生に決まったら3年間とか、高専になれば5年間支給ということではなくて、やっぱり経済状態で好転した方については御辞退いただくという仕組みにしようということで、毎年所得限度もチェックをして、こういった方については辞退していただいて、次の補欠の方を入れていく。そういうふうな方向で事業を扱っていこうということで決めました。

実施時期については、今の奨学生については、3年間ある程度前提になっておりますので、新しく奨学金を支給する方から、そこら辺を前提に支給していくということでやっていこうと。

報告については以上です。

名取委員長　　ただいま教育総務課の報告は終わりました。

本件について御質疑はございますか。これは決定していることですね。よろしいですか。
御質疑ございませんか。よろしいですね。では、続けて教育総務課からお願いします。

望月教育総務課長 報告事項2つ目で、八王子市職員の懲戒処分の標準例及び処分等の公表
ということで御報告させていただきます。資料にございますように、平成17年8月22日
付で八王子市長のほうから教育委員会あてに懲戒処分の標準例、公表基準を定めたというこ
とで通知がございました。今後、懲戒処分等審査会からの内申については、この基準により
まして行いますという通知でございます。

中身の説明に入ります前に、当然のことでございますけれども、教育委員会の職員、それ
から学校と教育委員会の職員の任命、人事については市の教育委員会の権限でございますの
で、教育委員会で決定するものでございますが、一方では、地方自治法のほうで地方公共団
体の長の権限といたしまして、例えば教育委員会ですとか、選挙管理委員会とか、各行政委
員会がでございますけれども、そういった委員会職員の身分取り扱いについては市長のほうで
相互調整という権能を地方自治法で与えておりまして、各行政委員会につきましても、合理
的な基準についてできるだけ沿うように努力するというふうに自治法に基づいて採決された
ところでございまして、従来からも審査会等の内申を受けて最終的な決定をしているところ
でございます。

したがって、今回の公表されました標準例について、教育委員会としても、内申はこ
れに基づいて行うわけですが、それを尊重して、今後も処分等を執行する場合につい
ては、これを尊重するというふうな関係になるかと思えます。これまで処分基準がござい
ませんで、人事院の懲戒処分の指針ですとか、過去の処分例を参考に決定しておりましたけ
れども、今回、職員の非行を類型化し、処分の標準例を決定いたしまして、処分の内容を市
民と職員に公表するということになるわけですが、このことによって、処分についても透明
性・公正性、それから職員の自覚を促すということにつながっていく。したがって、非行の
抑止効果を図るということでこれを定めたということでございます。

処分の全体の標準でございますけれども、大体人事院の指針と同じか、それ以上厳しい内
容になっています。さらに特徴で申し上げますと、公用車事故につきまして、3枚目に標準
例の表がありますが、公務中の物損事故のところでは自損の場合ということで、市の負担額
50万円以上。市の負担額といっても、これは実際に職員が起こした場合でも、国家賠償法
等に基づきまして、公共団体が負担するわけでございますけれども、そのことを指していま

すが、そういった損害を起こしてしまった場合とか区分してやっておりますけれども、これは他市には余りない定義になっております。

それから飲酒運転でございますが、これも東京都、国とほぼ同じではございますが、厳しい内容になっておりまして、特に飲酒運転については、乗ること自体が平成14年に罰則が強化されたということもございまして、酒酔い運転をした、酒気帯び運転をしたというだけで免職を含めた取り扱いをしようということで、ここで標準例として定めております。

それからもう一つは、1枚目のほうになりますけれども、コンピューターの不適正利用というのがございますが、これも最近のIT化に伴いまして、個人情報を扱うことについてもより慎重さが求められるという中で、項目として、これは特に国のほうで平成17年に新たに加えたという項目でございまして、それを受けて、この標準例をつくるという機会にこれを入れたということでございます。

中身については、例えば東京都と都教委というのを比較しますと、今回の非行につきましては、東京都全体の基準より、特に教員の場合は厳しくなっているとかということもございまして、ここでは一般的な市の職員ということでございますので、特に教育関係だからということではなくて、おしなべて、すべての八王子市の職員に共通するものということでございますので、当然教育に関係するということがあるとなれば、この標準例を受けて、例えば教育上、特に処分として考えるべきものだということがあるとなれば、教育委員会とすれば、審査会の答申を尊重しながらも、一定程度の判断も可能だということだと思えます。

名取委員長　ただいまの件について、何か御質疑ございますか。

齋藤委員　非常に重箱の隅のようなことで恐縮ですが、見たときに思ったんですが、賭博という欄がありますよね。これ常習者については免職だとか、停職ということまでありますけれども、このあたり、もし一般市民の方から突っ込まれたときに賭博とは何を指しますか。ちなみに広辞苑で調べますと、「金銭、物品をかけて勝負を争う遊戯」とあるんですけども、どう判断しますか。

小田原委員　広辞苑の賭博じゃなくて、刑法上の賭博なんでしょうね。トトカルチョは賭博とは言わない。マージャンも賭博とは言わない。賭けて、それがどうのこうのという話になったら、賭博になるわけだよね。

齋藤委員　ギャンブルと賭博のいわゆる明確な線引きというものが刑法にあるのかどうか

かりませんけれども、そのあたりを、こういうものを公表していったときに、一般市民の方から、競馬はどうなるんだとか、競艇どうなるんだとか、そのあたりの線引きを明確に説明できるかどうかというのをちょっとお聞きしたんです。

望月教育総務課長　ここにありますが、横領とか、収賄・供応とか、窃取、すべて刑法上の言葉として使っていて、賭博につきましても刑法185条にありますけれども、そこで規定されているものというふうに一義的にはあると思います。ただ、それにひっかかるかどうかということについては、直接逮捕される場合と、そうでない場合とあろうかと思えますけれども、いずれにしろ、性格的にはそういったものということになります。

名取委員長　ちょっと感想を述べさせていただくんですけれども、私はこれを読売新聞で見ましたけれども、八王子は厳しくやっているな、そういう時代に移っているのかなということを感じました。職員の方は大変だなという、率直にそういうことを感じましたね。

小田原委員　教員はもっと厳しいのをやっているわけですから、むしろ今までなかったほうがどうなのかともいえると思いますよ。公務員倫理規程というのがあるわけだからね。だから僕は全然厳しいとも何とも思わない。当たり前なことだと思います。やってはいけないことなから。ほとんどの職員はこれに抵触しないだろうというふうに思っていますけどね。

名取委員長　はい、ありがとうございました。

次に、施設整備課及び生涯学習総務課から報告願います。

穂坂施設整備課長　それでは、市立小中学校のアスベスト対策について御報告申し上げます。前回の定例会で私ども調査をさせていただいて、アスベストの含有分析を見直したというところまで御報告させていただいておりますけれども、その後、結果が出ましたので、その御報告をさせていただくものでございます。

別紙にアスベストの含有分析結果というのをつけているかと思いますが、その中で、アスベストがあったということで確認できた学校が、第四小学校、それから式分方小学校、それから由木中央小学校、小学校は3校でございます。中学校については、第三中学校、それから楢原中学校、それから由井中学校に管理棟廊下と書いてありますけれども、実は本来調査対象ではなかった場所ございまして、学校のほうで大変御心配をされて、分析業者が行ったときに、ここも見てほしいということで一緒に分析を出したという経過がございます。実はここはアスベストがあるというふうになっておりますけれども、昭和62年当時、大変大きな問題になったところで封じ込めという対策を施した部分ございまして、検査をすれば

出るというふうな状況が当然あるわけですが、そういうことで今回は調査対象じゃなかったというふうに御理解をいただきたいと思います。

結局アスベスト含有箇所についてですけれども、校舎の階段裏が2校あったということで、それから機械室の天井に含有されたものが小中1校ずつありました。それから浄化槽の機械室が中学校1校、それから由井中学校の封じ込め工法で措置済みのもの1校という結果でございました。

今後の対応でございますけれども、校舎階段裏の小学校2校につきましては、児童が常に使っている場所ということもございますので、既に業者と打ち合わせをしております、今月中には除去を行うということで対応するという方向で進めております。それから第四小学校、第三中学校の機械室という部分については、暖房を使用するまでの間、ここは暖房室で使う場所でございます、暖房を使うまでの間に除去するということでの対策を講じたいと考えております。

それから浄化槽機械室、中学校1校と由井中学校の分については、これは浄化槽の機械室については今現在使っておりませんので、全く生徒が行かないという状況がありますので、来年度予算措置をして、長期休暇中、あるいはその前にできれば撤去するという考え方でございます。それから由井中については、封じ込め対策はしておりますけれども、大分年月もたっておりますし、状況によっては劣化ということも考えられますので、やはり来年の長期休暇中に除去をする方向で臨みたいというふうに考えております。

なお、児童が使う校舎階段裏のところの部分と、それから由井中学校の部分については、空気環境測定を実施いたしまして、飛散はしていないという結果をいただいておりますので、御報告申し上げます。

私のほうから以上でございます。

米山生涯学習総務課長　それでは、引き続きまして、社会教育施設のアスベスト対策について御報告申し上げます。資料1の調査施設ですけれども、括弧内は建設の年度になります。郷土資料館以下、甲の原体育館の9施設を調査しました。その結果、調査結果として、吹き付け材が確認された施設として2施設、市民体育館分館競技場、旧稻荷山小学校の2カ所。それと貼り付けフェルト材が確認された施設が1施設、市民体育館分館競技場。

使用確認箇所でございますが、吹き付け材は市民体育館分館競技場のポンプ室、器具庫及び更衣室の折板屋根、それから旧稻荷山小学校のポンプ室。貼り付けフェルト材については、

市民体育館分館競技場折板屋根。

対応状況でございますが、アスベストの含有分析を依頼中でございます。今後の対応につきましては、含有が確認された場合には、飛散状況確認のための大気濃度測定し、測定結果により必要と判断された場合に撤去する。含有がない場合は、特に対策はしない。そういう中で、一つ吹き付け材につきましては、市民体育館の器具庫が上の天井板が一部はがれて、その奥に吹き付け材が確認されましたので、そこは一応飛散防止の応急措置はしてありますので、特に市民に影響を与えることはございません。

それから吹き付け材の2カ所についてはポンプ室ですので、出入りしないところで修理される予定になっています。それからもう1点、貼り付けフェルト材ですけれども、ほかにも講堂とか、アスベストは多量に建築資材で使用されていまして、建築課に確認しましたら、一応非飛散性の材質だということで、老朽化ではがれ落ちたり、あるいはひびが入ったりする場合、危険であるという形の中で、老朽化とその辺は、今後建築課と相談しながら対策を考えていきたいと思っております。

以上で生涯学習スポーツ部にかかわるアスベスト対策について報告を終わります。

名取委員長　ただいま事務局の報告は終わりました。

本件について御質疑はございませんか。

齋藤委員　学校のほうですけれども、小学校2校の階段裏の吹き付けは、調査の結果、飛散は認められなかったということですが、認められなかったからどうなんですか。

穂坂施設整備課長　とりあえず、現状でアスベストがそこから浮遊しているということはないという確認をしたということでございます。今現在、式分方小学校については階段3本ございますけれども、3本のうち1本については完全に防護策というか、飛散はしていませんけれども、飛散しないような状況を今つくってありまして、そこをやっているということと、それから由木中央小については、一応飛散はしていないという確認はしましたけれども、保護者の御心配等がございまして、学校と相談した上で、その校舎は特別教室を利用して使っていない状況でございます。

齋藤委員　アスベストの含有の建築資材というのは、まだまだこれからいろいろと発覚してくるものも出てくるだろうと私は想像していますがけれども、確かに、吹き付けの場合は手を触れなければ何も落ちてこないですよ。ただ、学校の場合、子どもたちが例えばボール遊びや何かでボンとそこにぶつけてしまったりすると、ぱらぱらと落ちてくる可能性はあ

りませんか。だから今、飛散していなければいいという問題ではなくて、やはりそこに物がある以上は大至急何か対応を考えないと、可能性はありますよね。

小田原委員　　とりあえずは、つつけないようにしたわけでしょう。

穂坂施設整備課長　　手でさわれるところは、防護で手が届かないようにしてありますので、私どもで心配している校舎階段は、特に2校については既に工事を来週にも入れるような状況で考えておりますので、いろいろと法的な手続も必要なものですから、それが完了すれば、すぐ入れるという状況でっております。

小田原委員　　それはいいんですけれども、昭和58年以降、59年も使っているみたいなんだけれども、以後のものは絶対大丈夫というふうには言えないんでしょう。だからそこはどうなるんですか。

穂坂施設整備課長　　私どもは57年まで一次調査でやりまして、その後、文科省のほうから平成8年までやりなさいという指示が来ました。平成8年までしなければいけないというのは、私どもで当時57年と踏んだのは、吹き付け材が業界の認定が55年まで使ったということで57年というふうに私どもで判断したんですけれども、よくよく調べてみますと、個別認定というのがありまして、製品ごとに認定したのが平成7年まで使ったということで、平成8年までというふうに文科省のほうで出されたというふうになっています。

それで私どもとしては、平成8年までの調査を全部終わらせて、分析調査も、1カ所だけ吹き付け材が確認されました。その表の中にもその学校も入って今回の結果というふうに御理解いただきたいと思います。

名取委員長　　ほかには、よろしいですか。

小田原委員　　生涯学習部のほうは、その測定結果によって必要と判断された場合とあるけれども、やはり全面撤去を原則にしてほしいですね。

米山生涯学習総務課長　　これは市全体の対策会議の中では、基本的にはアスベストの含有があるところについては全面撤去が大原則ですので、それと同じに考えています。

名取委員長　　どうもありがとうございました。

続いて、施設整備課から報告願います。

穂坂施設整備課長　　それでは、平成17年度の設計着手の校舎等改築事業について、担当の山本のほうから御報告いたします。

山本施設整備課主査　　お配りいたしております資料に基づきまして、御説明させていただきます。

ます。平成17年度設計着手の校舎等改築事業についてですが、平成16年度に御報告いたしまして、毎年1校を改築していくという従来の計画をできるだけ早めるということで、平成29年度までに改築対象校の整備を完了するという計画を御承認いただいているところですけれども、これを踏まえた上で、本年度設計着手の学校の状況について御報告いたします。

市立学校の校舎等は、児童生徒の教育環境の確保及び地震等の災害時における地域住民の一時避難場所としての安全性確保が必要であることから、教育環境の整備改善及び現在の基準に適合した耐震性を確保するために校舎等の改築事業を実施いたします。

本年度、設計着手する校舎等の校数なんですけれども、3校、一応計画しておりまして、1番目といたしまして、市立横山中学校、これは昨年度耐力度調査をいたしまして、その結果に基づきまして、全面改築とする予定でございます。今年度の基本設計業務に当たりましては、横山中学校をより良い学校とするため、八王子市立横山中学校改築事業検討委員会を設置いたしまして、横山中学校周辺の町会・自治会及び横山中学校PTAなどから推薦された委員さんに委嘱いたしまして検討を進めているところでございます。

これまでに検討会を3回開催いたしました。その検討委員会において検討された校舎等の基本コンセプトや配置計画などの意見等は、今後、設計業者がここで決まったんですが、基本設計に反映させていく予定でございます。これまでの3回の検討で一応基本コンセプトは決定いたしております。今後、設計業者と、いろいろ実際に設計の案を出していただいて、検討会の中で検討いたしまして、今年度中に基本設計を固めていくという予定でございます。

今後のスケジュールですが、平成18年度に実施設計及び地質調査、平成19年度から平成21年度に、これが校舎の配置によりまして、多少順番等変わってくることもございますが、新校舎等建設工事、旧校舎等の解体工事、校庭整備工事等を行いまして、平成21年度に事業完了の予定でございます。

2校目の学校といたしましては、市立第六中学校、これにつきましては、平成10年度に行いました耐震診断調査と昨年度実施いたしました耐力度調査の結果に基づきまして、北校舎及び体育館を改築し、南校舎は耐震補強工事を実施する予定でございます。学校とは既に何度か調整をさせていただいております、近隣の町会長さんには一応今後の予定につきまして御報告をさせていただいております。

今後のスケジュールですが、ここで実施設計の業者を決定したんですが、平成17年度に実施設計及び地質調査を行います。また、平成18年度に当初から北校舎と体育館の解体を

予定しておりまして、北校舎の仮設校舎の建設工事を今年度実施する予定でございます。平成18年度当初に、先ほど申しましたように旧校舎と体育館の解体工事を行いまして、解体が終わりましてから新校舎等建設工事に入りまして、この建設工事のほうは平成19年度の8月末までの予定で考えております。あわせて平成18年度に南校舎の耐震補強工事を夏休みを中心に考えまして実施する予定でございます。事業といたしましては、平成19年度完了の予定でございます。

3校目といたしましては、市立第四中学校ですが、こちらは体育館のみの改築を計画しております。こちら地元の町会長さんとも3回ほど話し合いを持ちまして、地元の要望も多少入れたような形で今設計を進めております。こちらここで実施設計の業者が決まりまして、本年度実施設計を行いまして、平成18年度にできるだけ早く解体工事に入りまして、平成18年度中に建設工事、1年間で完了する予定で考えております。

説明は以上でございます。

穂坂施設整備課長 補足ですけれども、改築事業ではありませんので、この報告資料には載せてございませんけれども、今年度耐震補強したということで、小学校について5校、工事を既に完了させていただいて、それから設計のほうも6校ほど設計を今年行いました。ということから、一応目標でありました小学校における耐震補強対象校の工事の完了が来年度めどがついたということで御報告を申し上げます。

名取委員長 ただいま施設整備課の報告は終わりました。

本件について御質疑はございますか。

齋藤委員 素朴な疑問を一つ教えていただきたいんですが、耐震補強工事というのを行くと、どの程度大丈夫だということになるんですか。つまり、昭和45年以前、以後というところで一つ改築等の問題があるかと思えますけれども、そこら辺を耐震補強工事というのを行くと、どのくらい大丈夫だというふうに設計の段階では考えていますか。

穂坂施設整備課長 どの程度大丈夫なのかというのは、耐用年数という意味でおっしゃっているのか、震度の耐力の問題をおっしゃっているのかちょっとわかりませんが。

齋藤委員 両方です。

穂坂施設整備課長 少なくとも耐力度という意味では、阪神大震災級の地震が起きたときにも、それに十分対応できる、崩壊しないという状況はつくっているというふうに認識しております。それから耐用年数で申し上げれば、耐力度は当然向上いたしますけれども、耐用年

数そのものについては特に影響は出ないということですので、通常どおりの耐用年数で考えてよろしいというふうに思います。

山本施設整備課主査 第六中学校の南校舎の例で言いますと、建築年が昭和48年になっておりますので、この当時からの耐用年数でいいますと60年ですから、耐用年数いっぱい使うとすれば、あと28年間は使えるということで考えております。ですので、耐震の効果としては、耐震の能力とすれば、28年間は大丈夫だというふうにしております。

穂坂施設整備課長 ちょっと補足しますけれども、耐用年数を60年と申し上げましたけれども、これは財産処分の関係で60年ということですから、60年たったから絶対だめというわけじゃなく、これは70年でも80年でも使い方によってはもちろん耐えられることは耐えられる状況でございます。

齋藤委員 いろいろな法的な問題があるということも、実はきのう事務局の方に私もお電話して質問させていただいたので、法的な縛りがあるということはわかってきました。ただ、何でもかんでも決まりだからというのではなくて、もう少し柔軟に考えていく必要性があるのかなと思ったんですが、ぜひ他の委員の意見なんかも私聞いてみたいんですけども、素朴な疑問として、恐らくいろいろな学校がみんなこの問題に対応してきて、いち早く耐震工事をしなければならないということで、私も十分このことを伝えてきたつもりだったんですが、いよいよ、この第六中学校というのは全く私の地元なわけで、学校の内容を全部わかっているわけです。だから極めて具体的に頭の中に「なるほど」というイメージがわいてきたのは初めてなものですから、これでほかの地域の学校もいろいろと問題があったんだろうなと今ごろになって思っているんですけども、第六中は南校舎と北校舎と体育館というのが建っているわけですが、今回、北校舎と体育館を新しくして、南校舎は耐震とするわけですよ。素朴に極めてもったいないやり方だなという感覚なんですけどね。そこの南側だけは耐震工事にお金をかけるんでしょうけれども、学校全体の、これから特色ある学校づくりということを考えたときに、戦略的にも非常に設計がしにくい。予算的な問題だけだったら、もう少し何か耐震工事に上乘せして一気に全面的にやりかえられないものかなというのは痛烈に感じていますね。結果的にその南校舎もいずれやり直さなければならない。何かもったいないなという感じがします。

今の説明の中でまだまだもつとおっしゃいましたけれども、私は南校舎の1階にPTA会議室がありましたので、当時はよく出入りしていましたが、実際、上からも外壁が落

ちてきていましたからね。だからやり直さなければならぬところがたくさん出てきていると思うんですね。何かもう少しやり方を考えて、むだを省く必要があるのかなというふうになんか感じています。もちろん第六中だけの問題だけではなくて、全体として同じような問題を抱えている学校があるのかなと思いますよ。

小田原委員　むだで言えば、今使える校舎を壊して一挙に新しくあわせてやるというふうにすることがむだだというふうに言えるわけですよ。事務局は、それを規則だとか何とかというふうな説明をしたんだと思うんですけれども、要はまだ使えるものは壊さないで有効活用していこうという考え方でしょう。それはそれとしてむだを排除するという考え方だと思うんですね。だからその分をほかのところの耐震補強のお金に使いましょうということだろうと思うんです。だから、地震対策というのは早急に必要なんだけれども、何せ金がかかる話だから全部できない。その悩みが全国津々浦々であるわけですよ。起こっちゃったらおしまいな話なので、だれも追いつかない。これが現状でしょうね。

穂坂施設整備課長　まさに小田原委員がおっしゃったように、文科省のほうでもなかなか大変な多額な費用がかかるということで、改築事業が進まないというような状況が現実に全国であるということで、文科省のほうも全面改築から耐震補強にシフトするような、補助金のほうもそういった形で考え方を変えてきております。そういった中で、私どもとしてもできるだけ早く耐震性を確保するという意味から、やはりできれば、今既存のある学校で使えるものは使っていくという方向で、できるだけ早く改築事業、あるいは耐震補強事業を完了させたいということで進めたいというふうに思っています。

小田原委員　基本的にはそれでいいんだよね。バブルの初めのころはどんどん建て替えちゃった時期がありましたけど。それはいい方法じゃなかったと思うよね。

齋藤委員　恐らくお金のことだけではない問題も絡んできているんだと思いますけれども、また勉強させてください。いろいろと御相談したいこともあるかもしれませんので、よろしくをお願いします。

名取委員長　質問ですけれども、横山中学校だけにはより良い学校とするために校舎建築事業検討委員会を設置したということが挙がっているんですけれども、ほかの学校はどうなんでしょうか。

小田原委員　第六中学校はもう基本設計を終わっているから、この文言がとれちゃっているというふうに私は理解するんですけれども。

齋藤委員　　まだこれからなんじゃないですか。恐らく横山中学校は情報が早くて、地域の立ち上がりが早かったんだと思います。第六中もむろんこれからでき上がるんだと思いますよ。

穂坂施設整備課長　　横山中学校に関しては、全面改築ということもあって、校舎の配置からすべて見直すということで期間も長くとってしまっていて、基本設計、それから実施設計、それから工事着手というような方向でやっています。それから第六中の場合には一部改築ということで、今、南校舎がそのまま残るといふことでありますので、ほぼ配置計画といふのはある程度固まってしまう部分があるわけです。そうすると、いろいろな御意見をいただいても、ある程度そこに縛られてしまうといふこともあって、私どもとしては、学校としての要望としていろいろお伺いして、そういうのは取り入れるつもりでありますけれども、ある程度その配置が固まってしまう。それから改築する場合に一番問題なのは近隣との問題で、やはり近隣等、近くの方はどうしても反対するといふ部分もありますので、ある程度はその位置で高さも大体制限されるという部分がありまして、余り地域の方にいろいろな御議論をいただいても、その議論がむだになってもいけないといふこともあります。

ただ、内容的にいろいろな要望といふのは当然受け入れるつもりではありますので、そういった中で学校として要望をいただっていくというスタンスで取り組んでいます。第六中についてもそういったスタンスで取り組んでいます。検討会といふことでは立ち上げなかったといふことだと思えます。

名取委員長　　私は、開かれた学校とか、信頼される学校、あるいは信頼される教育委員会であるといふことから考えて、地域の方にはできるだけ話し合いの機会を与えていただいたらなといふことでお聞きしました。わかりました。ありがとうございます。

ほかに。ありがとうございました。

次に、学事課及び指導室から報告願います。

小泉学事課長　　それでは、資料をごらんいただきたいと思えます。平成17年7月24日付をもちまして、市民から提出されました「来日児童・生徒への対応に関する請願書」につきまして、八王子市教育委員会請願処理規則第4条に基づきまして、平成17年8月16日をもちまして教育長専決で処理いたしましたので、もちろんこれは学事課所管分、請願内容(1)について御報告いたします。

請願内容(1)でございますけれども、中学生対象の日本語学級の創設を求めるものでございまして、請願者の主張といたしましては、日本語学級創設に必要な10名を超える生徒

が既に現在、市立中学校に在籍しているという事実があることから、中学校対象の日本語学級を創設すべきだと、そういう主張でございます。

これに対する回答内容でございますけれども、後ろに記載してございますが、先ほども御説明を若干いたしましたけれども、日本語学級につきましては、都の設置要綱に基づいて設置しております。近年、日本語指導を必要とする生徒が増加するのに伴いまして、16年度から日本語指導員の派遣期間延長という制度を取り入れまして実施しておりますが、今後、補習及び指導を受けている生徒の日本語学級での通級が適当かどうかという調査をいたしまして、平成18年4月、来年の4月1日現在で日本語学級へ通級する可能な生徒が10名を超えるか超えないのか。こういうことにつきまして、超える場合には中学校への日本語学級への設置につきまして、都教委のほうに協議をしていく考えであると。これがこの請願に対する回答概要でございます。

私のほうからは以上でございます。

岡本学校教育部参事 (2) につきましては、教科学習支援のための補助教材の作成につきましての請願をいただいているものでございます。これにつきましては、お手元の請願書の部分でございますように、教科支援をしていただける方は、現在補助教材として他市の教材を使われているということでございまして、その中で、他市の内容の分と八王子の内容の分を差し替えて使えないかということがまずございます。

2つ目は、他市の使用でございますけれども、コピーをして使っても良いというふうなご了解をいただいているんですけれども、その後補助教材について、庁内印刷にかけて増刷していただけないかというふうな請願でございます。

これにつきましては、この請願が出るひと月前の6月23日の日に、教育長室におきまして、教育長と担当の指導主事がこの請願の方に会いまして、既に御説明をしている部分でございますけれども、改めて教科支援のための作成等につきましては、2点ございますけれども、都市名を八王子と差し替えられないかと。それから補助教材を庁内印刷にかけて増刷できないかということにつきまして、専決した内容といたしましては、教科学習支援のための補助教材の作成について、八王子独自のものを作成することは予算との関係があり、また、他市の補助教材そのものを増刷して使用することもできず、早急な対応は困難ですが、今後検討する必要があると考えていますと。そんな形で回答の内容を受理いたしました。

なお、それぞれこのような形で、市民の方からさまざまな学校の補助教材等について御質問

があった場合には、市の内容については検討したり、あるいは都のほうで日本語指導に関する資料があれば、都から取り寄せて市民の方に提供すると、このことは日常的に行っているものでございます。

名取委員長　ただいま事務局の報告は終わりました。

本件について御質疑はございませんか。

齋藤委員　これは教育長の専決でもう既に答えた内容だと思うんです。これを読む限りでは、なかなか文面的にもやわらかくて丁寧にお答えになっているんじゃないかなというふうには思います。ただ、一つひっかかるのは、内容についてこの場でとやかく言えないわけですよね。つまり、教育長が専決で答えてしまった。これについて、請願規則の第4条がひっかかってくるわけで、本来、請願書というものはすべて教育委員会の中の会議に提示しなければならないんだけど、軽易な内容についてはいわゆる教育長専決ができるというふうに4条に書いてあって、その第2項で、そこで専決した問題については報告しなければならないというので今回の報告になっていると思うんですが、やはりこれは報告で終わるんですよね。軽易である事項という部分、何ををもって軽易とだれが決めるんですか。

望月教育総務課長　この第4条では、教育長が処理することができるということですので、軽易と判断するのは、教育長が判断して処理するということだと思います。報告をするということは、そういうことで決定を、相手方に請願についての対応を調整しているわけですが、報告によってそのことを、内容について御確認いただくとともに、今後のあり方についてもいろいろ御協議いただくという資料にはなるかというふうに思います。そういった趣旨でこちらのほうに報告ということを出ているというふうに考えております。

齋藤委員　これはいいチャンスを与えてもらったなというふうに私は思っているんですけども、今後もいろいろな請願が出てきたときに、何ををもって軽易とされたのかどうかという質問が請願者から出たときに、明確に答えられるルールづくりというのはやはり必要なんじゃないかなというふうに思ったんですね。この規則の第8条にこういう規則に実施する必要な事項は教育長が別に定めるとありますが、その別に定めた何かがあるんだったら教えていただきたいんですけども、何かあるんですか。例えば、請願者がどうして私の請願が教育長専決になったのかどうかというのをちゃんと説明してくれということと言われたときに、明確に答えられますか。

小田原委員　今の質問は答えられると思うですよ。今まで、私が教育委員になってから3

年になるわけなんだけれども、請願が出たときには、ここにかかっているんです。で、今回は教育長専決になった。この判断は構わないというふうに思っています。どういうことかという、これ以上答えようがないわけですよ。1番のところは、いわゆる八王子市として、設置要綱に従って答えるしかないですよ。2番目は当然、これはどこへ行ったって差し替えられないんだから、これ以上の答え方はないわけだから、そういうのを軽易というふうに考えて、わざわざ委員会にかけなくてもいいと思うんです。

ただでさえ時間がないわけだから、それが軽易というふうに考えていいというふうに言っていないんじゃないでしょうか、そういう部分はね。それを協議しなければならないとだれが判断するかといったら、僕は教育長でいいと思います。かけるかかけないかをここでかけるなんていうことはしなくていいと思う。それで、それはおかしいよと言ったら、もう1回ここで出せばいいんじゃないですか。

齋藤委員　そうすると、この規則第8条には教育長が定めている何かというものは別にないということですね。わかりました。

名取委員長　ほかに御質疑ございますか。

ありがとうございました。

では、次にまいります。続いて、指導室から報告願います。

小海学校教育部主幹　それでは、鹿島・松が谷地域統廃合の協議の経過について御報告いたします。鹿島小、それから松が谷小の統廃合を進めるため、それぞれの学校の保護者へ説明会を行い、昨年7月に鹿島・松が谷地域学校づくり地域連絡協議会が閉会した以降の学校を取り巻く状況を説明し、統廃合への理解、促進をお願いしたところでございます。

説明会の日時としましては、松が谷小学校の保護者を対象に7月14日に行いました。このときの出席者は8名です。そして鹿島小学校の保護者を対象にした説明会が翌7月15日に行いました。このときの出席者は15名です。市教委側の出席者は学校教育部長、学区等調整担当主幹、それから担当の職員3名、それからそれぞれの学校の校長で行いました。

説明会の内容でございますけれども、1点目は、市の統合方針というのは以前と変わっていないということで、今後も教育委員会として話し合いの場を設けていきたいということでございます。2点目に、この地域における過去の統廃合の経過を御説明いたしました。3点としまして、児童数、学級数の現状と今後の推移につきまして、一つは学校選択制の動向ですとか、住宅建設の動向、それから学区調整の可能性、そして、当該地域の将来人口の推計、

これは来年度以降の児童数とか学級数の推移も推計としてお示しをしました。

以上が説明の内容ですけれども、その後に保護者との意見交換を行いました。そこで出てきました主な意見というのは3点ございまして、配付いたしました教育委員会からのお知らせにもありますとおり、「教育委員会の具体的な統廃合の計画は？」ということと、それから「隣接する由木東小学校は児童数が増加している。通学区域の見直しは行わないのか？」。そしてまた、「もし、鹿島・松が谷小学校が統合する場合の統合先はどこになるのか？」というような御質問がありまして、それぞれについて意見交換を行っております。

また、それ以外の意見ですけれども、一部御紹介させていただきますと、学区を変更する、通学区域を変更するところでは、現在の学年へのプラスの影響というのは期待できない。子ども的人数が多いことによって培われるものというのは多いというような意見がありまして、あとは統廃合の影響を受けるのは現在低学年の子どもたちであり、今までの経緯というのはあろうけれども、その子どもたちのことを第一に考えてほしいというのもございました。

また、ある意見としては、統廃合というのを子どもたちに2回は経験させたくない。現在統廃合を経験した子が卒業するまでは経験させたくないという意見もございました。あとは教育委員会は今後も情報を出してほしいというのが主な意見だったと思います。

そして、次回開催につきましては、保護者との説明会というのをまた実施していきますけれども、日時的には未定でございます。そして、今後、説明会等はどのようにしていくかというのが今回、保護者の御意見にございましたので、そういうものも参考にさせていただいて検討していきたいと考えております。

それから地域への説明でございますけれども、こちらについては今回資料としてお配りしました「鹿島・松が谷地域にお住まいの皆様へ」という教育委員会からのお知らせを近々地域の方に全戸配布していきたいというふうに思っています。

あと委員会内部で適正規模・適正配置についての検討というのをやっていくということでございます。

報告のほうは以上です。

名取委員長　ただいま指導室の報告が終わりました。

本件について御質疑がございますか。

齋藤委員　7月14日、15日に行った説明会、一声かけてほしかったなというのが本音ですね。私もずっとこの地区のことについては見てきましたので、経緯をして知っておきたい

なという思いがあります。今後の日程が決まったら、ぜひ一声かけていただきたい。この2日間説明会を行っているいろいろな方から意見を聞いたと言うんですが、この以降については、今どういう判断をしていますか。

小海学校教育部主幹 資料の中にございますとおり、住宅建設計画というのがあります。こちらにつきましては、鹿島地区、松が谷地区に近々建設されるという予定ですから、ここのところの推計を見ていただきますと、これから徐々に年を経るごとにふえていくんですけども、ピークのときには12学級までの可能性がございます。その中では、例えば鹿島小学校が現在6学級ですけども、それで6学級だからすぐに統合できるかどうかというのは、保護者の意見はいただきました。現状では、ある程度推進してほしいという意見もあれば、反対しますという意見もございましたので、その中では、少なくとも住宅建設の動向というのはある程度見ていかないと、最終的には保護者の方の御理解は得られないんじゃないかというふうには思っております。

齋藤委員 大変心配しているのは、当たり前のことですけども、やはり子どもたちへの影響なんですよ。親同士がいがみ合っていると、当然子どもたちに必ず影響がありますから。やはりこの地区、非常に心配しているのは、教育委員会のやり方、進め方に問題があったんじゃないかと、あの協議会を閉会してしまったことはうまくなかったと、私の感想ですけども、思っているんです。そのことによって地域の中で、小海主幹がおっしゃったように、推進派もいれば、反対派もいることは事実だと思います。そういった方々がえらくいがみ合っちゃっているような雰囲気があるんですよ。毎度言っていますけれども、ある程度教育委員会はしっかりとしたリーダーシップをとって、今のような意見があるんだったら、しばらくの間、動向を見るんだったら見る、やるんだったらやる。そこをある程度はっきりとした方向性を見せていかないといけないと思うんです。あのときの協議会の経緯からして、本当に私は地域がうまくまとまっていないなというふうなことで心配している。だからこのことは、ここの地区だけのことでなくて、毎度言っているように、ちゃんとした統廃合のルールをつくって、教育委員会がリーダーシップをとっていかないと、何かうまく進んでいかないなというような心配をしています。だからどっちに進んでいくにしても、やはりちゃんとした姿勢を示すべきだと思いますけれども。

小海学校教育部主幹 まず、保護者の反応といいますと、先ほどちょっと申し上げましたけれども、以前、協議会があったときには、鹿島小学校側は全校一致で反対しますというスタ

ンスだったんですけれども、保護者の説明に来ていただいた方の御意見をいただきますと、ある程度御理解いただける保護者もいるんですね。特に1年生、2年生という低学年の保護者の方というのは、今までの経緯というのを余り引きずっていない中で、今後積極的に考えていただけるという発言もいただきましたので、納得できないなという姿勢ではございません。あと齋藤委員がおっしゃいましたとおり、教育委員会の方針というのは、これは八王子全体の適正規模ですとか、適正配置というのを検討していきます。

来年の予算の中で、来年度の後半になるんですけれども、私どもラインの検討を受けまして、その後に適正配置審議会というのも立ち上げていただいて、その中で改めて市全体の中での適正規模・適正配置についての答申をいただければなというふうには思っています。そういう中で進めていきたいと考えています。

齋藤委員 事務局の皆さんの中で、最後の協議会が閉会するときの状態を知っている方がもう少なくなりましたよね。だから私、非常に心配しているのは、あのときは本当に地域の話し合いだったのだろうか、後半はなじり合いですよね。私は協議会という名の中で、あんな言いたい放題の会議は余り見たことがなかったので、心配しているんですね。あんな状況でほっといていいのかなというところがすごく心配していますので、ぜひ、どっちにするにしても、しっかりとした姿勢を至急とっていきべきだろうというふうに思いますので、再度申し上げますけれども、早く取り組んでいただきたいと思います。

名取委員長 大変御苦労かけますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

小田原委員 これは出しちゃったわけでしょう。

名取委員長 まだですね。まだ出してないね。

小海学校教育部主幹 委員さんだけです。

小田原委員 7月15日付のは出しているわけでしょう。

小海学校教育部主幹 はい。

小田原委員 これについての反応はどうなんですか。例えば3ページ目の最後のところに、「これからも引き続き」というふうに言っているわけでしょう。こういうことについてはどういう反応がありますか。なじり合いで終わっている協議会の閉会の後は、こういうふうに出したときにどういう反応があったか。特になければいいですけれども。

小海学校教育部主幹 特に私どもは保護者の方に、これは保護者会ではお配りしましたけれども、その後すぐに鹿島小、松が谷小の全保護者に同じものを学校を通じて配布しております。

す。反応を伺っているところだと、一般の保護者からの反応というのはなかったのが一つあります。それからもう一つは、説明会のときに出ていらっしまった方で、そのときには反対の趣旨で発言したけれども、よく考えたら、賛成していきたい、ぜひ進めてくださいという御意見もいただいております。

小田原委員　きょう細野さんがいらっしまらないのであれですけども、細野さんはこういう方向ではなくて、地域の話を全然聞かないわけではないんだけど、教育委員会としてこういうふうを考えているので、それを御理解いただきたいというふうに進めなさいというふうに言っているはずなんだよね。だからこういうふうに出すというのは、細野委員にしてみたら、ちょっと待つてという話になるんじゃないかなという感じはします。

それからこちらのお知らせ通知をこれから出すとするならば、文面を若干考えていただきたいというのがあります。例えば、これは誤字だと思いますけれども、最初の網かけの部分の2行目、「教育環境の」ではなくて、「教育環境を」ですよね。それから最後のところ、「御理解をいただけるようお願いいたします」というのは、いただくという言葉の使い方としてはいかがとか、あと細かい点であります。

名取委員長　では、その辺、お願いします。

それでは、この統廃合の協議会の経過については、以上で締めさせていただきます。

続きまして、指導室から。

小海学校教育部主幹　続きまして、高尾山学園につきまして、3点御報告がございます。

まず1点目は、高尾山学園の9月の転入者についてです。資料をごらんいただきますと、今年度の第1期としまして、5月から定員枠を募集いたしました児童生徒のうち、平成17年7月11日から7月20日の体験通級を終えた13件につきまして、8月29日に八王子市立高尾山学園不登校児童生徒転入学審査会を開催いたしました。そこに諮ったところ、13名のうち12名につきまして、転入学を推奨するという判定が出されました。この結果によりまして、12名の保護者に対しまして合格通知を送付しましたところ、12名全員が転入学を希望し、9月1日から高尾山学園への通学を開始しております。この転学によりまして、9月1日の高尾山学園の児童生徒数は115名というふうになりました。

1点目は以上でございます。

2点目は、精神科校医の設置についてです。現在、精神科の学校医としまして、これは八王子全体の学校医という位置づけでございますけれども、東海大学八王子病院の篠原先生、

それから平川病院の平川先生に毎月1回半日教育センターにおきまして相談を受けていただいておりますが、4月から8月までの全相談件数6件のうち5件が高尾山学園からの相談であったということで、今後も高尾山学園からの相談件数が一定程度見込まれるため、2名のうちの1名、平川先生につきまして、高尾山学園所属の精神科医になっていただくということにいたしました。

業務内容、処遇については、今までのとおり、既存のままといたしまして、高尾山学園での相談がない場合には市内他校の相談も受け付けていただくということで進んでおります。

3点目でございます。これは特区という取り扱いについてということで、高尾山学園は今まで特区を承認していただいていたんですけれども、学校教育法の施行規則が改正されました。そこで、小中学校の不登校状態にある児童生徒を対象として、実際に配慮した特別の教育課程を編成することというのがこの改正により可能というふうになりました。そのため全国展開されることになりましたので、平成17年7月6日付の文部科学省からの通知、これが「不登校児童生徒等を対象とする特別な教育課程を編成して教育を実施する学校に関する指定要綱」というのがございまして、それにより指定校に指定されたということでございます。そのため、本市の特区であります不登校児童生徒のための体験型学校特区については認定が取り消されることになりました。今後、教育課程の弾力化を行う場合には、文部科学大臣に申請するような形になろうかと思っております。

報告は以上でございます。

名取委員長　ただいま指導室の報告が終わりました。

本件について御質疑はございますか。

齋藤委員　特区が外れることによって、何かデメリットが起こるようなことはありませんか。

小海学校教育部主幹　ございません。これは教育課程の弾力化が今までの学校教育法の中で規定になかったために特区で対応しなければならなかったというところですが、これが学校教育法で位置づけられたということで、特区の必要性がなくなったための取り消しということでございますので、支障は一切ないというふうに考えております。

小田原委員　東京都のほうはどういう見解ですか。

小海学校教育部主幹　東京都に特にこれについての御意見はいただいておりませんが、基本的にこれは、今度は学校教育法の中で位置づけられるということになると、高尾山学園に限らず、どこの市でもこういう高尾山学園タイプの教育課程の弾力化というのはできるこ

とになりますので、東京都教育委員会としても、文部科学大臣からの承認を得られれば、都としても考えていかなければならないものだというふうには思いますが、特にこれについての反応というのは確かめておりません。

小田原委員 特区が特区でなくなって、今度は学校教育法で指定される学校になった。特区ということは国が指定するわけだよね。それで、そもそも、この学校設置に当たっては、東京都教育委員会はなかなか認めなかったでしょう。学校として認めない。特区で認められたって東京都は認めないという例があったんだけど、指定になったときには東京都は学校設置を取り消すということはないんですね。

小海学校教育部主幹 その辺は確認はしておりませんが、基本的に高尾山学園は正規の学校としての教員配置というのが東京都からいただいておりますので、その中では特段そういうお話はございません。

小田原委員 よくわからないんだけど。何で指定しなきゃならないのかな。これがわからないんだよね。これは八王子市教育委員会が要請しなくたって、特区だから、勝手に向こうが指定してきたわけでしょう。

小海学校教育部主幹 はい。

小田原委員 それで、指定しなければならないというのがわからない。別に定めるところが必要だから要項がある。指定したから、弾力的な教育課程ができる。要するにできるということなのかな。まあ、いいです。

それで、精神科医のことですけれども、これがよくわからない。わざわざ精神科医の設置についてというけど、校医としてあって今までどおりの仕事をするのに、何で所属の精神科医を設置するという話になるのかがわからない。

小泉学事課長 大きな違いは、今までは教育センターという場所を設けて、そこで2人の精神科医に手分けして相談に応じていただいていたんですが、今回、平川医師は高尾山学園の一室を相談室にしまして、そこで相談を受けることができるようにした。ですから、高尾山学園からの相談につきましては、そういうフレキシブルな対応ができるようになるということが今回、可能になると考えます。

小田原委員 書き方がおかしいんですね。校医というのは、学校の校医というのがあるわけでしょう。ここの前半で言っている校医というのはセンター所属の医師ということなんですよね。これまでは、教育委員会全体をお願いしていた担当の精神科医なんだけれども、今

回、高尾山の校医として平川医師にお願いしたい。そういうことですよね。

小泉学事課長 その部分ですが、おっしゃるとおり、これまでは、全百何校を対象とした校医の位置づけで、特にどの学校の校医ということはしなかったというのは事実でありまして、今回この高尾山学園の専属というふうにした場合でも、必要に応じてほかの学校の相談も、場所は高尾山学園ですけれども、高尾山学園に出向いてもらって受けるということができません。

小田原委員 それじゃだめなんだと言っているんです。私たちが言っていたのはどういうことかと言うと、今までと同じのが、場所が高尾山に変わっただけなんていう話はしてほしくないわけなんです。常時というふうに言いたいんだけど、常時は無理とすれば、適時とか、タイムリーな形で校医として役割を果たしてもらおう。そういう医者が欲しいということなんだから、それがなければ、この高尾山学園の百何人を相手に先生方はやっていけないわけだから。そういう専属の医者を配置してほしいということですね。そういうふうにしてほしいんだけど、今の話はそうじゃないんですか。

小泉学務課長 今年度、年度途中ということで、予算措置等の絡みがございますので、今の体制を踏襲する形で高尾山学園に集中的に対応していただくという形なんですけど、来年度に向けまして、どういう体制が可能なのか、これからまた話としてあろうかと思えます。

小田原委員 私たちが言っているのは、こういう形ではありません。正式に専門家が子どもたちにタイムリーな形で対応できるようにしてほしい。そうしなかったら職員は大変なんです。そんな資格もないし、対応能力もないわけだからということですね。

小泉学務課長 来年度以降の体制につきましては、また内部でそういった形で対応できるような形で考えていきたいと思っております。

名取委員長 よろしくどうぞ。

ほかに委員さん、この件についてよろしいですか。

どうもありがとうございました。

ほかに御質疑等はないようであります。ほかに何か報告する事項等ございますか。

坂本学校教育部長 特にございません。

名取委員長 以上で公開での審議は終わりますが、委員の方から何かございますか。

齋藤委員 第9回の定例会のときに、学校評議委員会のための検討会を設置するというような説明を受けたんですね。その後、第1回の検討会が行われたというようなことを聞きました。

たが、それについての報告を全く受けておりません。そのときに、できれば一般の先生方も入れていただきたいというふうに私は提案をさせていただいたと思います。ただ、人選が非常に難しければ、せめて副校長さんか、主幹の先生でも検討会の中に入れていったほうがいいんじゃないかというような意見を言わせていただきましたらば、「前向きに検討して、まだ余地がありますので考えます」というようなお答えだったんですが、増員はされたんでしょうか。

望月教育総務課長　　評議員検討会の検討状況については、毎回検討が行われるたびに教育委員会へ報告するという事は予定しておりません。中間の段階ですとか、最終段階ということ想定しておりました。

それから一般の先生ということにつきましては、第1回目が行われたばかりでございますが、現状についてのフリートキングをおこなったんですが、今後の検討の中で、必要であればそういった方たちも入れていくということになるかと思えます。そのときはまた教育委員さんのほうからこういった意見が出たということで、次回以降の検討会のほうにもお話をしてみたいというふうに思います。

小田原委員　　入れなければと言ったはずですよ。約束してありますよね。

齋藤委員　　入れてほしいという願いはしたんですね。

小田原委員　　それで、それを無視して進めたということについてはどうなんでしょう。

齋藤委員　　私はお願いして、「わかりました」という返事をいただいたつもりでいたんです。今回も課長のほうからお話がありましたので、ぜひ検討会の方々にそういう意見があったことをしっかり伝えていただいて、増員していただきたいと思えます。非常に大切な会だと思っているので、やはり管理職の先生だけではなく一般の先生方も入れて、生きた会にこれからどんどんしていきたいなと思っているんです。

名取委員長　　要望がありますので、よろしくをお願いします。

ほかにないようでありますので、それでは、ここで暫時休憩といたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退室願います。

【午前11時28分休憩】